

WindEye の登録料及び更新料に関する定め

(登録料)

- 第1条 WindEye 審査登録規程第5条に定める登録料については、企業登録料は別表第1、部材登録料は部材別に別表第2から別表第5に定める額とする。
- 2 ブラインド登録料については、登録申請者は別表第4-1に定める製品毎の登録料か別表第4-2に定める年間定額制の登録料のどちらかを企業登録時に選択するものとする。

(更新料)

- 第2条 WindEye 審査登録規程第7条第3項に定める更新料については、別表第6に定める額とする。

附則

この定めは、平成29年4月1日から施行する。

別表第1 企業登録料

ALIA 会員	ALIA 非会員
30,000 円	100,000 円

(注1) 消費税除きの額である。(別表第2から第6においても同様)

(注2) ALIA 賛助会員については、6口以上の場合は会員と同じ額とし、6口未満の場合は非会員と同じ額とする。(別表第2から第6においても同様)

別表第2 サッシ登録料

	ALIA 会員	ALIA 非会員
1 窓種あたり	4,500 円	9,000 円
1 部材断面あたり	2,500 円	5,000 円

(注1) 二重窓の木造用と非木造用の断面が同一で両者を登録する場合等においては、同一サッシの一方は別表2の額とし、もう一方は一部材断面あたりの額をALIA 会員については800円、ALIA 非会員については1,600円とする。

別表第3 板ガラス登録料

	ALIA 会員	ALIA 非会員
基礎データ 1 製品あたり	25,000 円	50,000 円

(注1) 新規、追加及び変更のいずれにも適用する。

別表第4-1 ブラインド登録料（製品毎の場合）

	ALIA 会員	ALIA 非会員
1 製品あたり	22,500 円	45,000 円
色・柄・商品名の追加、社名・商品名・仕様・定格・色・柄の変更の場合にそれぞれについて	15,000 円	30,000 円

別表第4-2 ブラインド登録料（年間定額制の場合）

	ALIA 会員	ALIA 非会員
1 年度あたり	200,000 円	400,000 円

（注1）年間定額制は、登録申請件数にかかわらず年度ごとに一定の登録料とするものである。

（注2）年間定額制から製品毎の登録料への変更はできない。製品毎の登録料から年間定額制への変更は、年度途中の場合を除き可能とする。

別表第5 ドア登録料

	ALIA 会員	ALIA 非会員
1 ドアシリーズあたり	20,000 円	40,000 円
1 ドア種あたり	2,000 円	4,000 円
1 部材断面あたり	2,500 円	5,000 円

別表第6 更新料

ALIA 非会員
50,000 円